

Title	古版経済書解題 チャールズ・ダヴェナント著 一千六百九十五年版 戦費調達的手段方法に関する一試論
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.3 (1942. 3) ,p.259(87)- 269(97)
JaLC DOI	10.14991/001.19420301-0087
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420301-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(27) 吾妻鏡

二〇〇一頁

(28) 武州文書 十五

(29) 諸曲拾葉抄 (國文注釋 全書 三)

七〇七頁

本居豐顯
木村正辭
井上頼國 校訂

(30) さらしな日記 (新辭書類從) 第十四卷

七三二頁

(31) 日本古代法典

山野河海事
本年頁外半分事
山野河海事

五六三頁
六〇二頁
六一七頁

(32) 吾妻鏡 卷十八

九〇頁

古版經濟書解題

チャールズ・ダヴェナント著一千六百九十五年版

『戰費調達の手段方法に關する一試論』

高橋誠一郎

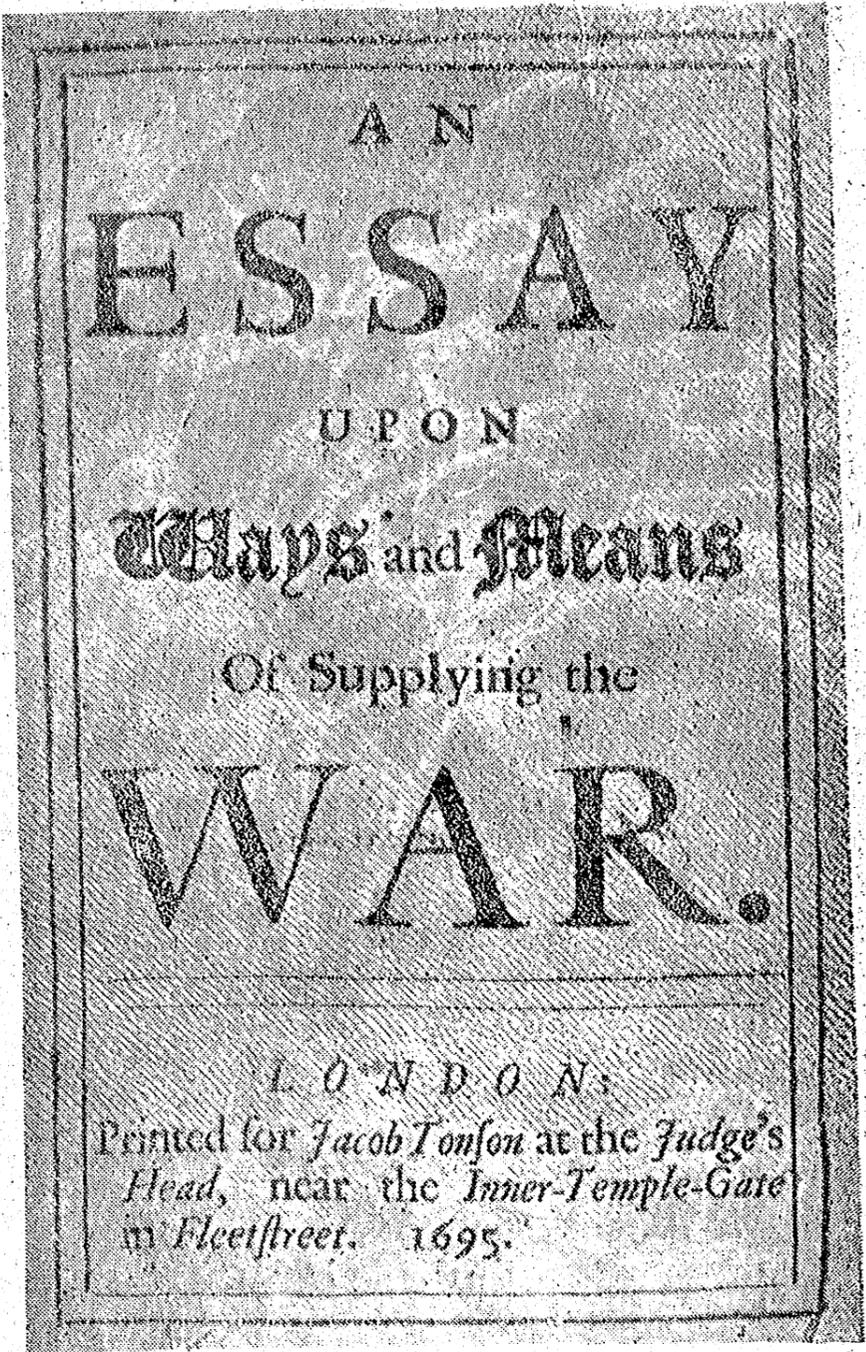
一千六百九十五年、佛王ルイ十四世との戰酬なるの時、英國倫敦に於いて出版せられた匿名の書に『戰費調達の手段方法に關する一試論』(An Essay upon Ways and Means of Supplying the War)と題するものがある。著者は「政治算術家」チャールズ・ダヴェナントであつて、本書は彼れが政治經濟上に於ける數多き著作中の最初のもゝと認められてゐる。

チャールズ・ダヴェナントは、一千六百五十六年、倫敦に生れた。彼れの父サー・ウィリアム・ダヴェナント(Sir William D'Avenant)は種々なる意味に於いて演劇史上に永く記憶せらる可きドリユーリー・レイン座のマネージャーであり、ベン・ジョンソン(Ben Jonson)に次いで桂冠詩人となつた名譽ある劇作家であつた。彼れは其の長男として生れ、初等教育を劍橋のチーチ・オルドリッチ(George Aldrich)の監督の下に、サリ郡(Surrey)サー・チャ

ールズ・ホイットワースの綴方に據る。今は Surrey に綴る) チーム (Chiam. 即ち今の Chaim) の文法學校に受けた。彼れは極めて幼少の頃から敏捷快活なる資性を示したと云はれてゐる。一千六百六十八年四月七日、彼れは歳僅かに十二にして早く父を失ひ、一千六百七十一年、牛津に送られ、同年の洗禮者ヨハネ祭に始まる學期 (Midsummer term) に、後年アダム・スミスの學んだと同じベリオル・コレッジの特待私費生 (fellow commoner. 即ち特待校友と食事を共にするの特権を享有するもの) となつた。彼れは學位を受けることなくして同大學を去つたのであるが、其の後數年にして「恩恵と金錢」とによつて法學博士の學位を贏ち得た。然しながら、彼れが何れの大學で之れを取つたかは確かでない。ウッド (Anthony a Wood) は、劍橋か、さもなければダブリンであつたであらうと言つてゐるが、(Aethae Oxoniensis: an Exact History of all the Writers and Bishops who have had their Education in the University of Oxford from 1500 to 1690, ed. Bliss, iv, col. 476.) 是れ等兩大學の學位受領者名簿中には彼れの名は見當らなうと云ふことである。(Dictionary of National Biography, ed. Leslie Stephen and Sidney Lee, v, 1908, p. 549.)

彼れは十九歳にして『サーシイ』と題する悲劇を創作して、一千六百七十七年、ヨーク公爵座に於いて之れを上演した。此の公演は喝采を博したとも傳へられてゐるが、而も其の脚本 (Circe, a tragedy acted at his Royal Highness the Duke of York's Theatre, 1677.) は幼稚至極なものであつた。それにも拘らず、彼れは其の父から同劇場の一定の權利を相續して居つたが爲めに、そは三版を重ねることが出来た。

然しながら、グヴェナントは其の後劇作の筆を絶ち、専ら法律の研究に没頭し、倫敦のドクトルス・コンモンズに於いて開業して居つた。彼れは一千六百八十五年、ジェームズ二世朝の最初の議會にコーンウォールのセント・ア



イツツから選出せられ、而して、殆んど同時に、劇壇の端正を保持するが爲めに戯曲檢關係として、宴樂司(Master of the Revels)の列に加つた。彼れは又、一千六百七十八年から同八十九年に互つて、内國消費稅務官を勤めた。(ホイットワースは、グヴェナントの内國消費稅務官在勤期間を約六年と記してゐる)。内國消費稅は曩きには請負制度の下に置かれて居つたのであるが、今や政府の直接管理に移されたのである。彼れはグレート・ベッドウィン選出議員として一千六百九十八年及び一千七百年の議會に列し、ウィリアム三世の政府に對して極めて忠實な態度を取つたが、而も任官することはなかつた。アン女王登極後、蘇蘭の併合を協議するが爲めに委員會の任命を見るや、彼れは大藏大臣シドニー・ゴドルヒン(Sidney Godolphin 即ち後の伯爵)に書を裁し、同委員會の幹事に採用せられんことを求めて成功した。是れ迄匿名を以つて其の著を出版して居つた彼れは、一千七百〇四年、避け難い戰爭が海外に於いて續けられる間は、國內に於ける平和の必要なることを明かにするが爲めに一書を著し、堂々其の姓名を署して、之れを女王に獻本した。(Essays on Peace at home and War abroad. In two Parts. By Charles Davenant, LL. D. London, 8vo.) 此の書はハリファックス卿(Earl of Halifax Charles Montagu)の要求に應じて執筆せられたものであると想像せられた。彼れは其の翌一千七百〇五年、輸出入品檢査總監(Inspector General of the exports and imports)に任命せられ、死に至る迄其の職を奉じた。彼れは一千七百十四年十一月六日を以つて歿し、フリート街聖ブライツ寺院の母と同じ納骨窖に葬られた。

二

本書の初版はハツ折判百六十頁から成るものであつて、出版者は倫敦フリート街インナー・テンプル法學院門に近シジャンヂス・ヘッドのジャーコブ・トンソン(Jacob Tonson)である。

彼れは本書の劈頭に於いて先づ喝破して曰く、「吾人が佛蘭西と交へつゝある這回の戰役中に在つて、戰爭は持續することを得ないと云ふ權威ある一定の人々の間に抱懷せられた意見以上に我が國の財政を損傷したものはなかつたやうである。彼れ等は自國の兵力を過大に見積り而して我れ等の敵國の其れを過小に評價する我れ等の國民生得の自負心によつて斯くの如き意見を有するに至らしめられたのである」と。(Ibid., p. 1.) 彼れを以つて觀れば、地租、利附公債(Funds of Interest)、人頭税によつて貨幣を調達し、内國消費稅を二倍にし、噸税を徴し、新關稅を課し、而して舊關稅を見越して使用するが如きは單一旦つ短期の必要に應ずる適當の方策であるかも知れぬが、而も恐らく是れ等のものは長期に亘れる大戰爭を續行する適當なる財源たるの觀が殆んどないものであらう。(Ibid., p. 2.) 戰爭は我れ等の祖先の時代に於けるものとは全然相違した。神速なる出征や正々堂々たる戰場に於いて勝負が決せられた際には、之れを決定するものは勇氣であつた。然しながら、今や全戰術は、或る意味に於いては、貨幣に歸せしめられる。現在に於いては、勝利を贏ち得、征服を行ふことの最も確實なる君主は、最もよく其の軍隊を給養し、被服を給し、而して支拂を行ふ可き貨幣を看出すことを得るものであつて、最も勇敢なる軍兵を有するものではない。是に於いて乎、著者は、英國が従事しつゝある現在の事業を以つて、主として政府が維持せられ而して公の負擔をして輕易にして且つ支持し得るものたらしむる歳入徵收の手段をよく工夫し處理するに依存するものと觀る。(Ibid., pp. 26-27.)

大體に於いて重商主義者と看做さる可き彼れは貿易の遮斷が這次の戰爭をして佛國民に取り甚だしく苛重ならしめたることを論じ、而して是れよりする當然の結論として、周到且つ鋭意なる自國貿易の保護が總べての公の負擔をして吾人に取り一層輕易ならしむ可きものであると説く。(Ibid., p. 27.) 彼れに従へば、吾人にして若し一般の

差額による利得者たるの程度迄我が貿易を保護することが出来たならば、戦争の経費と長さはさまで吾人に影響する所が大ではないであらう。蓋し、宜く確保せられた貿易は戦争が持續せられ維持せらるゝを得る富を誘入すべきが故である。長期戦を支持するが爲めには、諸租税は國民の上に平等に負擔を及ぼすやうに工夫せられなければならぬ。而して、是れ等のものが平等に課せられる際には、それは是れに由つて一層容易に且つ長く、又辛抱強く忍ばる可きである。即ち、大なる重荷を搬ぶ者は當然長く一方の腕に之れを支持することに委せしむることなく、寧ろ之れを其の双肩に擔つて、全肢をして其の重量の正當なる比率を負擔せしむ可きである。(ibid., p. 29.) 這次の戦役に於いて、政府に歳入を供給するの手段方法は貿易に影響する所餘りに大ならざる底のものでなければならぬ。實に、國民の福利は貿易の繁榮に依存すること極めて大なるものである。(ibid., pp. 29-30.) 彼れは次いで、逐次、高利を以つて一般社會を食ひ盡すもの、人民をして政府に對して不平を懷かしむるもの、國王の通常の收入に損害を加ふるもの、永續的利子の重荷を國家に擔はしむるものを長期戦の財源たらしむることに反對する。(ibid., p. 30.)

彼れは、光榮革命の初めに下院に交付せられた算定に従つて、(Journals, Vol. X, p. 37, Fri. 1 March 1688.) 總べての徴收費を除外せる歳入の主要部門を挙げ、次いで、同じく總べての徴收費を除外せる現在に於ける歳入の主要部門を掲げ、現在の歳入は到底戦費を供すること能はざるものであつて、不足額は他の財源によつて補はれなければならぬのであるが、而も其の或る者は國民に取つて甚だしく有害であると觀る。(Essay, pp. 36-40.) 關税を見越し、若しくは長期公債によつて國王に貨幣を與へるのは明かに高利を以つて一般社會を憔悴せしむるものである。利附公債は恐らく暫くは貨幣を調達する好箇の便法であらうが、而も、頻々利用せられたならば、國內に頗る

有害なる結果を生ず可きであらう。蓋し、それは貨幣をしてそが常に最もよく王國の利益に使用せらるゝ貿易の水路から轉向せしむること餘りに多きが爲めである。(ibid., p. 42.) ビール及びエールに對する消費税を九片増加するは明かに此の部門の國王の收入を損傷する。頻々たる人頭税の賦課は民心をして政府を離れしむるの虞れあるものである。新關税及び噸税は貿易を害するものと思惟せられる。而して、最後に、月々の査定による地租は不平等に課せられるの觀があり、又、一磅に就き四志の磅税は國民の上に不平等に賦課せらるゝの觀あるものである。(ibid., pp. 40-41.)

斯くて、グヴェナントは、内國消費税を以つて長期戦に際して政府を支持する最も適當なる財源たるの觀あるものと主張する。蓋し、是れ等のものは全體の上に平等に賦課せられ、而して一般公衆の大なる欲望に比例せる大なる高を生ず可きが故である。竈税簿に徴して、英國の家族は凡そ一百三十萬なるが如くである。斯くて一家六人と看做して、英國民は約七百萬と算定せらるゝを得可きである。サー・ウィリアム・ベチは、人類の普通の集團を以つて、彼れ等の榮養及び總べての種類を生計に平均一人一箇年凡そ七磅を消費するものと計算する。這般の計算に據つて、年々英吉利に於いて凡そ四千九百磅が消費せらるゝの觀がある。其中、倫敦に於ける地所及び諸貨子は、是れ等のものが現在の御用金に於いて支拂ふ所に從へば、一千萬磅以上に出でざるが如くである。而して貿易は現今六百萬と見積らるゝを得可きである。他の三千三百磅は知識、技術、勞働、勤勉、加工、外國品の小賣並びに自國貨物の賣買から消費せられる。斯くて、人民に課税するに際して、吾人は是れ迄は主として英國の國力の凡そ三分の一たる土地及び外國貿易に依頼し、而して其の國力の他の三分の二を逸脱せしめたのである。斯くて、高利貸、家、職人及び小賣業者並びに吾人の惡徳及び奢侈によつて自己を維持する群れと國內に於いて最も容易にして

最も確實なる利得及び利潤を取得する者の總べては殆んど其の支持に貢献する所がないのである。著者は、其の總べてをして國內消費税によつて、彼れ等の共同負擔の分前を荷ふに至らしめらる可きであると主張する。(ibid., p. 120-122.)

英國内に存する百三十萬戸の中、五十萬は煙突一本を有する小屋であることが竈税簿によつて明かである。是れ等のものゝ大多數が貧困なる家族であり、殆んど如何なる租税にも貢献することのないものであると想像するも猶ほ、他の八十萬の家族にして、種々なる内國消費税に於いて、平均一箇年僅かに六磅を支拂ふものとしたならば、金額は毎年四百八十萬磅に達す可きである。而も、富者の消費する所と貧民の消費する所との間に存する不平均は其の負擔をして貧民の上には輕易に、又、より富裕なる階級の上には甚しく苛重ならしめざる可きである。(ibid., pp. 122-123.) 總べての政府は、より富裕なる階級の奸計と結合とから出來得る限り貧民を救助し援護することに其の注意を拂はなければならぬ。而して施行其の宜しきを得た有效健全なる諸法規によつて這般の注意が充分に行はれたならば、あらゆる生活の必需品は貧民に對して著しく低廉となり、彼れ等は消費税を支拂ふも尙ほ現在に於けるよりも一層の安易と充實とを享有し得可きである。消費税の賦課に適する貨物は純然たる奢侈品である。蓋し貧民は是れに由つて影響せらるゝこと最も少なきが故である。然しながら、斯くの如き性質の物件は容積が小であつて、容易に隠匿せられ、相異なる多數の商人によつて販賣せらるゝが故に、其の製造、販賣及び小賣を檢査するが爲めに多數の官吏を要する。而も猶ほ、ダヴェナントの意見に據れば、英國の總べての浮華品及び奢侈品に對する課税は、普通想像せらるゝよりも其の徴收に官吏を要すること遙かに少なく、又困難少なきを得可きである。(ibid., pp. 129-131.) 彼れに従へば、内國消費税は、英國の諸法規が未だ會つて克服することを得なかつた種々なる奢侈を打

倒するの手段たらしめらるゝを得可きものである。彼れは、私人に於ける放蕩及び浪費を以つて社會に取つて有利なりと做すの見解を排し、這般の課税が多數の貨物をして其の消費を減少する迄に高價ならしめなければならぬと假定し、是れに由つて一般の奢侈が抑壓せられ、國民が更らに勤儉に赴かしめらるゝを得たならば、そは恐らく英國の公富に取つて資する所大なる可きであらうと説いてゐる。(ibid., pp. 138, 139.) 貧民を救済し而して彼れ等をして仕事に従事せしむるに資す可き總べての法規は内國消費税を洵に又總べての他の租税を王國に取つてより、輕易ならしむ可きである。(ibid., p. 141.)

彼れは公登記、一般的信仰の自由、洵に又、有效に外國人を自國に招致し其の人民の數を増加す可き總べての法制を以つて英國人をして内國消費税及び總べての他の租税を支拂ふことを得せしむるに資する所最も大なるものと觀る。人民は國家の眞の力であり富である。人民が國土を缺く方が國土が人民を缺くよりも恐らくは優るであらう。(ibid., pp. 143, 144.) 如何なる國家と雖も、眞に偉大且つ有力と看做さるゝを得るは其の住民の數多きに依るものであつて、其の領土の廣袤若しくは其の風土の多産によるものではない。人口稀薄なる國々に於いては、其の人民は常に尊大、貧窮、怠惰且つ柔弱となる。斯くの如き品質は一國民をして外國に服従せしめずんば止まざるものである。(ibid., p. 145.) 彼れは國富の根本原因を以つて人民を驅つて勤勉と節儉とに赴かしむる稠密なる人口に存すると説いた彼のサー・ウィリアム・テムブルと同一の思想を抱懐するものであつた。(昭和十六年版拙著「重商主義經濟學說研究」六四三頁以下参照)。ダヴェナントの人口學說に對する寄與に就いては、吾人は會つて彼れの他の著作を引用して之れを説述したことがある。(同書六六三―五頁参照)。又、彼れが同時代に於ける他の幾多の論者と等しく、熱心に外人招致策を提唱しつゝあるの事實は、第十八世紀以前に於いては未だ英國に於いてすら眞の國民

主義が存在することのなかつた事實を物語るものと観ることが出来る。(『三田學會雜誌』第三十卷第一號所載拙稿『國民主義經濟學』參照)。

最後にグヴェナントは、内國消費税は無知覺に支拂はるゝ容易なる貢納法であり、又、主として庶民階級の上に歸するものなるが故に、斯くの如き收入にして一度び取得せられんか、閣僚等は何時かは之れを國王に對する永續的財源に變ぜしめ、君主をして絶對に其の人民より獨立せしめ、議會をして無用ならしめんとするの誘惑に陥り、英國憲法を全く破壊するに至る可しと做すの憂慮に答へる。彼れは曰く、「自由、法律上の權利及び財産以外の何物と雖も、吾人をして敢然斯くの如き重大なる戦役に耐へ、而して其の費用を負擔するを得せしむるを待ざるものであつた。自由民の諸權利と諸自由とは吾人が佛蘭西の人數、富裕、經濟及び軍事的熟練に對抗するが爲めに有する所のものである。斯くて、我が憲法に對する何等かの違犯を恐るゝの理由は少なきの觀がある。蓋し、之れを維持するは吾人自身の利益たるに等しく又君主の利益であるからである」と。(Ibid., p. 152)。加之、彼れを以つて觀れば、内國消費税は常に地主の上に重大なる負擔を及ぼすものであつて、是れが爲めに彼れ等をして議會に干與して戦役の必要が存続する以上に長く斯くの如き課税を繼續することなからしむ可きである。彼れはジョン・ロックと等しく、凡そ如何なる租税と雖も、結局は土地に對する負擔たる可きものと觀た。(ロックの理論に關しては前掲拙著五八七—五九〇頁參照)。而も、彼れは、内國消費税が直接の土地課税と等しき程度に於いて之れに影響することなかる可きものと思惟し、(Ibid., p. 153)。是れに依つて、地方紳士の資産に對して最近に蒙らしめられた損傷を癒治するの機會を彼れ等に與ふるが爲めに、土地をして少しく息をつがしむるを便宜と做したのである。(Ibid.,

三

佛蘭西との戦争は本書出版の後二年、一千六百九十七年九月二十一日のリズウィックの平和條約を以つて終止した。而して、グヴェナントは其の一千六百九十九年の著『一人民をして貿易の差額に於ける利得者たらしむる蓋然的方法』(An Essay upon the Probable Methods of making a People Gainers in the Balance of Trade.)に於いては、曩きには内國消費税が戦争と國債とによつて極めて正當に辯護せらるゝを得たのであるが、而も、平和の存する現在に於いては、進んで周到なる注意を以つて新たなものを課し、能ふ限り速かに既に賦課せられたるものを廢棄するは其の國を愛するあらゆる人の關心事であると論じたのである。(Ibid., p. 42)。而も、彼れは、未だ如何なる形態に於けるとを問はず、所得税的性質を有する一切の課税を承認するには至らなかつたのである。

彼れは本書の成功に由つて、其の後の著書には By the Author of The Essay of Ways and Means. と署名した。此の書は一千七百〇一年に三版を重ね、而して、一千七百七十一年に刊行せられたサー・チャールズ・ホイットワース (Sir Charles Whitworth) 編『グヴェナントの政治及び商業上の諸著作』(The Political and Commercial Works of that celebrated Writer Charles D'Avenant, LL. D. relating to the Trade and Revenue of England, the Plantation Trade, the East-India Trade, and African Trade.) 五卷の最初に編入せられた。茲には本書初版本の扉を寫眞版として挿入することとした。私藏本は海軍少將トマス・ウェスターン (Thomas Western) の舊藏にかゝるものである。